

株式会社 東和システム  
取締役社長 長野 佳久 殿

組発－２０１６－００２  
２０１６年 ３月２８日

電算労コンピュータ関連労働組合  
執行委員長 小林 寛志

同 東和システム支部  
執行委員長 小番 孝也

## 要 求 書

### 1. 賃上げ

- 1) 定期昇給に加え、年齢給を３０００円増額しベースアップを行うこと。
- 2) 査定幅および査定基準を明示すること。
- 3) 査定内容は必ず対象者に説明すること。
- 4) 組合員対象者数（男女別）、平均年齢および平均賃金を明示すること。

### 2. 夏季一時金

- 1) 支給方式は下記の通りとすること。  
(基本給＋職務手当＋技術手当＋家族手当) \* 2.5ヶ月
- 2) 支給日を7月1日(金)とすること。
- 3) 査定基準を明示すること。
- 4) 査定内容は必ず対象者に説明すること。
- 5) ±30%以上の過剰な査定を廃止すること。
- 6) 組合員対象者数および平均支給額を明示すること。
- 7) 査定者数の内訳、分布状況を明示すること。
- 8) 賞与の原資総額、賞与支給総額を明示すること。

### 3. 諸手当の増額

#### 1) 住宅手当

住宅手当を下記の通り増額すること。

- |         |         |
|---------|---------|
| ① 既婚世帯主 | 25,000円 |
| ② 独身    | 18,000円 |

#### 2) 家族手当

家族手当を下記の通り増額すること。

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 配偶者        | 20,000円 |
| ② 配偶者を除く扶養家族 | 8,000円  |

(第2子以降、その他家族を含む)

#### 4. 36協定

- 1) 長時間残業を監視し、36協定を厳守すること。
- 2) 長時間対策の施策内容と実施状況を文書で明示すること。
- 3) 残業時間状況を明らかにすること。

#### 5. パワー・ハラスメント防止規程を設けること。

#### 6. 健康管理

- 1) 健康診断の充実
  - ① 地域間の格差をなくすこと。
- 2) 労働者の健康を確保するために、勤務間インターバル規制を導入すること。
  - ① 1日における時間外労働の最長時間を5時間以内とする。
  - ② 時間外労働終了時から翌勤務開始時まで最低でも11時間の休息時間を付与すること。
  - ③ 休息時間に勤務時間が食い込んだ場合は勤務したとみなすこと。

#### 7. 残業割増率について

- 1) 残業割増率を下記の通り見直しすること。

|          |      |
|----------|------|
| ① 普通残業   | 145% |
| ② 深夜残業   | 175% |
| ③ 休日残業   | 165% |
| ④ 休日深夜残業 | 185% |
- 2) 残業割増率を就業規則に明記すること。

#### 8. 年休制度の改善

- 1) 年休取得状況（消化率の分布）を明らかにすること。
- 2) 年休取得を個人単位で計画、実施させること。
- 3) 時間単位年休を実施させること。

時間単位は1時間とする。

時間単位年休は1年間で40時間までとし、満たない場合は翌年度に繰越しとする。
- 4) 半休制度を実施させること。
- 5) 未消化年休積立保存制度の新設

未消化年休の有効利用を図るために、2年間で消化されなかった場合に消滅する年休を積み立て、本人の病気療養、家族の看護目的で有給休暇を最大50日間保存できる制度（未消化年休積立保存制度）を設けること。

#### 9. 慶弔見舞給付規程の見直し

- 1) 死亡弔慰金で支給金額の「その都度決定」を止め、金額を明示すること。
- 2) 慶弔見舞金の各支給額を1万円増額すること。

#### 10. 団体交渉に社長が出席すること。

1 1. 有給奨励日を下記の通り設けること。

5月 2日 (月)

5月 6日 (金)

8月 12日 (金)

9月 23日 (金)

9月 25日 (金)

11月 4日 (金)

12月 29日 (木)

1 2. 平成 27 年 11 月の社長メッセージにある「もっともっと IT 活用を図り生産性を高める。」について、計画を明らかにすること。

1 3. 制度にあるすべての規程を社内ホームページに掲載すること。

1 4. 定年後再雇用制度の第 9 条 再雇用者の給与割合を 61 歳以降も 100% とすること。

1 5. 回答指定日 4月 8日 (金)

以上